

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 183

2019. 11・12

主な内容

- ◆ 令和2年度税制改正に関する提言
- ◆ 税務署からのお知らせ

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」まとまる 中小企業の活性化に資する税制措置を！

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて提言活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な提言活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する。政府のプライマリーバランス黒字化目標年度は2025年度であるが、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前（2022年より前）に黒字化目標を設定すべきである。

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要であるが、バラマキ政策となってはならない。

○政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○今般の消費税引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政

の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源の確保が必要である。

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないが、政府・議会が国民の要請に応じているとは言い難い。

○国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

○国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび収収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

○軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策

としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮を求める。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○平成28年度税制改正で法人実効税率「20%台」が実現(29.74%)したが、OECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要があろう。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○「事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設」事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○「相続税、贈与税の納税猶予制度の充実」

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成

29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用する場合、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化にとって極めて重要である。その際は地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進する上でもこの理念は極めて重要になる。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。地方交付税制度は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め、地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

Ⅳ 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

「タイムライン」策定で風水害防げ

日刊工業新聞社 岡田 直樹

8月末、九州北部が記録的な大雨に見舞われ、佐賀県を中心に大規模な浸水被害が発生した。大町町では浸水した鉄工所から熱処理加工品の冷却に使用する油が大量に漏洩し、住宅地や農地に流れ込んだ。一部は海に流出したとみられ、環境への影響が懸念される。

台風や豪雨から従業員の安全や設備をどう守るか。拠点数が少ない中小企業にとっては死活問題といえる。また今回のようにCSR（企業の社会的責任）が問われかねないケースもある。地球温暖化によるとみられる気候変動は予測を許さない。過去の水害に基づく被害想定は通用しないとの前提に立ち、防災対策を総点検したい。

東日本大震災以降、企業の事業継続計画（BCP）の策定は進んだ。ただ台風や豪雨はかなりの確度で被害が予測できるにもかかわらず、地震に比べ対策の優先度は低い。タイムライン（事前防災行動計画）の考え方をBCPに取り入れ、被害を最小限にとどめたい。

台風のように時間の猶予がある災害にタイムラインは有効だ。具体的には、国、自治体、企業、住民などが連携し、発災が予測される時刻に向かって「いつ」「誰が」「何をするか」、あらかじめ策定した計画に沿って実施主体が時系列で防災行動をとることをいう。米国では2012年に大型ハリケーン『サンディ』がニューヨーク市を直撃したが、タイムラインを策定していたため避難が円滑に進み、被害を最小限にできた。

日本でも近年、時間あたりの雨量に増加傾向がみられるなど、台風や豪雨による被害は多発・激甚化する傾向にある。拠点数が少ない中小企業ほどタイムラインの考え方を取り入れ、BCPの高度化と守備範囲の拡大を図る必要がある。

本社や工場が台風の進路にあたる場合、自治体や気象庁の情報をもとに従業員が安全を確保

できる時刻に帰宅の指示を出す。河川の氾濫が予測される場合は、設備をかさ上げしたり、部品や製品を安全な場所に移動したりするなど、タイムラインで初動対応を前倒ししたい。雨量監視・メール警報システムの導入や配電盤の上層階設置、流出により環境汚染の危険がある油類や化学物質などの安全管理といった日頃の備えも大事になる。

その際、国の支援制度を上手に活用したい。今年度から中小企業が災害への事前対策の強化を目的に防災・減災設備を取得する場合、取得価格の20%の特別償却を認める制度が新設された。自家発電機、排水ポンプ、貯水タンク、浄化装置、衛星電話、データバックアップシステムなどの導入が対象になる。特別償却を受けるには、経済産業大臣に事業継続力を強化するための計画を申請し、認定を受ける必要がある。

タイムラインを企業行動に定着させるには、想定された被害が発生しない「空振り」を組織として許容できるかどうかがかギになる。経営者が「空振り」による経済的・時間的ロスを意識しすぎるあまり、行動が委縮してしまっては元も子もない。

また、策定しただけでは絵に描いた餅にすぎない。大雨の危険が迫るタイミングをとらえて、自治体などと連携しながら訓練を繰り返すことにより、従業員に習慣づけるとともに、より実効性のある対策に絶えず改善を加えていくことが肝要だろう。

【筆者紹介】 岡田 直樹（おかだ・なおき）

1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当する。デスク、論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長などを経て、副論説委員長。埼玉県出身、60歳。

怒りの感情、鎮められるのは自分自身です

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆つい部下に大声を出してしまった 営業リーダー

30代後半の営業職Aさんからの相談でした。経験10年以上。顧客先へ何度も足を運び、時には接待ゴルフによって親しい関係づくりに奔走してきました。土日も出勤することが多く、家庭では妻や幼い子どもの相手はあまりできていないということです。しかし仕事への努力が実って、それなりに数字も出し、現在のチームリーダーから管理職昇進も噂されていました。相談の中心は「自分から何も努力しないで、ただ指示されただけで動いている若い後輩の態度が許せません。つい“お前とは一緒にやれない”と声高に発言してしまいました。昔から切れやすいタイプです。このまま怒りの感情を抑えられないままではまずいと思っています」という内容です。パワハラが問題化するケースです。それでもこうして相談してきたことは本人も反省していることの表れと受けとめ、怒りは人間の感情のひとつと説明し、怒ることはダメという考えは持たないように話し合いました。

◆怒りの感情を抑えることもストレスに

このAさんの相談について皆さんはどう思うのでしょうか。仕事熱心で自分本位という解釈もできるでしょう。仕事と家庭の両立という観点から問題があるかもしれません。

ここでは怒りの感情のメカニズムと対処について考えてみました。怒りは、たくさんある感情のひとつです。良い悪いではなく、怒りも生きるためのエネルギーに繋がっています。怒りの感情はエネルギーが強く、そのまま出すと周りの人に悪影響を与えることになります。ただし、この感情に蓋をしてしまうとストレスが強くなります。

そんな場面で「あっ、いま自分は怒っているんだ」と気づき「分かったよ。怒っているんだ。腹が立つよ」と受けとめる“もう一人の自分”

を登場させてみませんか。それだけでかなり違うはずです。感情に任せた言動はセーブされるでしょう。少し気分が落ち着いたら冷静な考えや判断が戻ってくる可能性もあります。

◆「なるほど」「そういう考え方もあるか」という受けとめ方を習慣づけよう

アンガーマネジメントという言葉聞いたことはあると思います。怒りのコントロールに関するたくさんのお話が出てきます。そして「6秒ルール」という言葉も。これは人の怒りの感情はピークから6秒で鎮まるという理論が背景にあります。6秒の間に深呼吸や数を数えることなどがお勧めです。「あっ、いま怒っている」と気づくことで6秒が過ぎるのを待つこともできるでしょう。

怒りの対象から意識を遠ざける方法も怒りのコントロールのひとつです。例えば、上司や部下に怒りを感じた時「自分はこの人とは次元が違う」と考えることは結構効果があります。その場から離れることもいいでしょう。

対人関係を悪化させない極意を紹介します。反論したり攻撃するのではなく「それもそうだね」と相手を柔らかく受けとめることです。「なるほどなあ」「そういう考え方もあるな」などはいかがですか。自分の意見はあくまでも一つの考え方、他人の意見もまた一つの見方、ととらえ、お互いに「そういうことも言えるかな」という思いに達すれば上出来です。受けとめ方をちょっとずらすことが鍵です。ここでの結論は「怒っても状況は変わらない」ことです。Aさんとはこのような話をして別れました。暗に仕事人間からの脱却も期待して。

【筆者紹介】 柏木 勇一（かしわざ・ゆういち）

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

パソコン・スマホで **e-Tax** 確定申告

毎年、国税庁HPで申告書を作成して…

現 状

- ✕ 郵便で送る
- ✕ 混んでる会場で並ぶ

提出に手間がかかる

還付金を受取るまでに
人手や時間がかかる…



解決策

その 1

【 マイナンバーカード方式 】



マイナンバーカード



ICカードリーダライタ

OR



マイナンバーカード
対応のスマホ

こんな方法も
あります！

解決策

その 2

【 ID・パスワード方式 】

申告される**ご本人**が



- ① **運転免許証**などの本人確認書類を持って
- ② 一度だけ **税務署に行く**
(勤務先のお近くなど、どの税務署でもOK)
- ③ **ID と パスワード** を取得する



窓口が空いている **年内** がおすすめ！

【 IDとパスワードを取得すれば、マイナンバーカード等をお持ちでない方もご自宅から**e-Tax**を利用することができます。 】

※ ID・パスワード方式は、国税庁HPの確定申告書等作成コーナーで利用できます。
※ ID・パスワード方式は、暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
※ メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

令和2年

新春講演会 新年賀詞交歓会

聴講無料

と き

1月8日(水) 午後3時30分 開会

ところ

京王プラザホテル多摩 ☎042-374-0111

京王・小田急多摩センター駅前 無料駐車場あり

第1部 新春講演会

午後3時30分～午後5時

講 師 中央大学法科大学院教授・弁護士 **野村修也氏**

プロフィール

1962年生れ。函館市出身。中央大学法学部卒。同法学部教授を経て、2004年から中央大学法科大学院教授。同年弁護士登録。商法、会社法、金融法が専門。

これまでに金融庁顧問、総務省顧問、郵政民営化委員、福島原発事故に関する国会事故調査委員会主査、司法試験考査委員、金融庁 金融モニタリング有識者会議委員、大臣任用の厚生労働省顧問、法務省 法制審議会会社法制部会委員等を歴任。

現在は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構契約監視委員会委員、内閣府 休眠預金等活用審議会委員、参議院法務委員会調査室 客員調査員、外国人技能実習機構 評議員を務める。

《主な出演番組》

報道ステーション/真相報道バンキシャ/ウィークアップ ぶらす など



第2部 税の絵はがきコンクール表彰式

午後5時10分～午後5時30分

第3部 新年賀詞交歓会

午後5時40分～午後7時30分

懇親会費 正会員5千円、賛助会員（個人事業者等）7千円（当日受付にて）

※同封の案内状にて事前のお申込みをお願いいたします。

東京都最低賃金改正

令和元年10月1日から **時間額 1,013円** に改正されました。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

*お問い合わせ先

東京労働局労働基準部賃金課 TEL 03-3512-1614(直通)

東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)

事業所の所在地を管轄するハローワーク又は

東京労働局ハローワーク助成金事務センター助成金第二係

最低賃金について

最低賃金及び業務改善助成金について

キャリアアップ助成金・人材確保等支援助成金について

会員交流チャリティーゴルフ大会に112名が参加

今年で第20回目を迎えた会員交流チャリティーゴルフ大会が、10月7日桜ヶ丘カントリークラブで開催されました。当日は29組112名が参加、和やかな雰囲気の中でプレーが行われました。

参加者やスタッフ他から寄せられた総額12万6千円のチャリティー金は、均等に日野市、多摩市、稲城市の各社会福祉協議会へ贈呈しました。



女性部会でチャリティーホールを担当



岩田会長から3市の社協へチャリティー金を贈呈



優勝した阿武高志氏（恵比寿建設㈱）

青年部会経営セミナー

青年部会では、10月16日坊ホールを会場に、経営セミナーが開催されました。

日野税務署金子審理担当上席を講師に招き、消費税の軽減税率制度や交際費と福利厚生費・給与との区分などを主なテーマとして、解説いただきました。領収書の取扱いや日常の経理処理についても多くの質問があり、有意義な時間を過ごしました。



熱心にメモをとる青年部会員

支部税務研修会開催

稲城地区第3支部では、消費税率10%と軽減税率制度を主なテーマとして、日野税務署金子審理担当上席に解説いただきました。なお、多摩地区第3・4・6・8支部も合同で10月7日に京王クラブにて開催されました。



10月3日 坂浜防災センター会議室

青年部会と税理士会で 租税教育活動の情報意見交換会

青年部会では、東京税理士会日野支部の租税教育担当者との情報意見交換会が、10月18日開催されました。双方の担当者より、租税教育について活発に意見が交わされました。



税理士会日野支部事務所にて

青年部会家族交流 バーベキュー大会

青年部会では、部会員相互の親睦と交流を目的に、9月14日デジキューBBQ京王聖蹟桜ヶ丘店にて、家族交流バーベキュー大会が和やかな雰囲気の中で開催されました。



食材持ち込み可のバーベキュー会場

第10回 税に関する絵はがき コンクール応募作品の入賞選考会

女性部会では、管内の全小学生を対象に実施した第10回税に関する絵はがきコンクールの応募作品の入賞選考会が、9月27日に多摩信用金庫高幡不動支店で開催されました。

今年は324作品の応募があり、岩田会長、小山女性部会担当副会長出席のもとで入選作品を選考しました。なお、表彰式は令和2年1月8日に京王プラザホテル多摩にて行われます。



数多くの作品の中から選考する役員



最終選考した作品の中から会長賞、女性部会長賞を

源泉部会テーマ別研修会

源泉部会では、9月19日多摩信用金庫高幡不動支店を会場にテーマ別研修会が開催されました。

第1講座 源泉所得税の誤りやすい事例研究

永年勤続者に支給するギフト旅行券、交通費（実費）以外に支給される旅費など

講師 日野税務署源泉所得税担当 佐々木上席

第2講座 働き方改革関連法が2019年4月から順次施行

時間外労働の上限規制の導入を中心に解説

講師 特定社会保険労務士 遠藤 徹 氏



第2講座は都労働相談情報センター八王子事務所と共催

源泉部会見学研修会 陸上自衛隊座間駐屯地、オギノパン

源泉部会では、部会員相互の研修と交流を目的に10月17日日帰りバス見学研修会が開催されました。座間駐屯地は、相模原市と座間市にまたがり、旧陸軍士官学校跡に位置しており、陸上自衛隊で唯一在日米陸軍キャンプ内にある駐屯地で、その特性を活かし、様々な行事を通じて交流を深め、両国間の友好親善に努めているとのことでした。その後、相模原市のオギノパンの製造工程を見学、有意義な一日を過ごしました。



陸上自衛隊座間駐屯地正面玄関にて



旧陸軍士官学校の模型図の説明に聞き入る参加者

ふれあいコーナー

掲載無料

企業PR、新商品の紹介等にご利用下さい。
掲載ご希望の方は事務局まで。



株式会社 A.C.T



あなたのビジネスを支えます



情報処理サービス
労働者派遣事業

〒191-0062 東京都日野市多摩平1-2-2 アムーザビル5階
TEL: 042-581-7067 FAX: 042-581-8660
Mail: info@act-field.co.jp URL: https://act-field.co.jp

〈日野地区 第5支部所属〉

貸教室・会議室・スタジオ

急なご利用に

定期的なご利用に

多目的に

多摩カルチャーセンター（聖蹟桜ヶ丘・高幡不動駅近）

☎042-371-2466 <http://www.tama-cul.com>

〈多摩地区 第1支部所属〉

(株)タカハシ・ミュージック・プラザ



各音楽教室で おためしチケットレッスン実施中

■京王稲城駅前 フルーリールムジカ
■東長沼交差点 おんぷの森

■向陽台公園通り ミュージック・バルーン
■京王稲田堤駅前 京王稲田堤総合音楽センター

お問い合わせ

0120-125-265



楽器販売・買い取り・修理・廃棄
ピアノ調律・防音相談等どうぞ

〈稲城地区 第4支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

11月18日(月) 16:00	稲城地区 第2支部 税務研修会	押立ふれあい会館
21日(木) 10:30	女性部会 稲城地区 税務研修会	稲城市商工会 会議室
14:00	決算法人説明会	日野税務署3階会議室
22日(金) 16:00	女性部会 多摩地区 税務研修会	レストラン神谷
23日(土・祝) 11:00	租税教室を兼ねた会長杯争奪日野市少年サッカー大会	日野市北川原公園グラウンド
27日(水) 16:00	「税を考える週間」協賛 税務署長講演会	パルテノン多摩 第1会議室
28日(木) 17:00	多摩地区第1、2、5、9支部 税務研修会	京王クラブ
12月 4日(水) 9:30	生活習慣病健診	日野市市民の森ふれあいホール
5日(木) 16:00	女性部会 日野地区 税務研修会	未定
6日(金) 9:30	生活習慣病健診	パルテノン多摩
10日(火) 15:00	経営セミナー(人材採用ノウハウ講座)	多摩信用金庫高幡不動支店
11日(水) 14:00	新設法人説明会	日野税務署3階会議室
12日(木) 14:00	決算法人説明会	日野税務署3階会議室
16日(月) 17:00	稲城市長講演会	稲城市地域振興プラザ
22日(日) 14:30	租税教室を兼ねた会長杯争奪日野市少年サッカー大会表彰式	日野市北川原公園グラウンド
2020年		
1月 8日(水) 15:30	新春講演会	京王プラザホテル多摩4階アポロ
17:10	絵はがきコンクール表彰式	京王プラザホテル多摩4階アポロ
17:40	新年賀詞交歓会	京王プラザホテル多摩3階白鳳
23日(木) 7:45	女性部会日帰りバス見学研修会	ファンケル千葉工場、つくば宇宙センター

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)

「税を考える週間」協賛 日野税務署長講演会

と き 11月27日(水) 午後4時開会

ところ パルテノン多摩4階 第一会議室 多摩センター駅徒歩5分 多摩市落合2-35 ☎042-375-1414

次 第 ●第1部 署長講話 午後4時～午後5時 講師：日野税務署長 岡 靖二氏
●第2部 交流会 午後5時30分～午後7時 会費 3千円(交流会参加の方)

※この講演会は税理士会、納税貯蓄組合、青色申告会、酒販組合、間税会と共催で開催いたします。

法人会の法律相談

(東京法人会連合会)

法律全般(相続等会社業務以外の相談可)

1時間まで無料
お気軽にどうぞ!!



○詳細は、事務局まで
お問い合わせ下さい。☎042-593-9900

広報誌「ふれあい」に 折込チラシを同封しませんか。

会員の皆様にお届けする広報誌「ふれあい」と一緒に折込チラシを同封いたします。

配布は年6回、配布数は日野市、多摩市、稲城市の会員企業約1,600社です。

封入費用は、1回あたり1万円です。詳細は事務局までお問い合わせください。

編／集／後／記

西の市が来ますと、師走が近づいてきたと感じます。今年は台風の影響により日本各地で大きな被害に見舞われました。私の自宅も大型で強い台風19号の記録的な大雨を受けて、多摩川が氾濫警戒レベル5となり、人生70年で初めて避難を経験しました。平成から令和になり、来年は皆様が穏やかで平和に暮らせれば良いですね。

広報委員 梅沢 清

表紙 紹介

紅葉が美しい平林寺の雑木林(埼玉県新座市)

臨済宗妙心寺派の寺院。650年の歴史のあるお寺です。境内林は国の天然記念物に指定されており、紅葉シーズンには毎年多くの人で賑わいます。

紅葉の見ごろは、例年11月下旬～12月上旬です。境内林は広大で約13万坪もあります。境内林を一周ぐりと歩くと約2.5km、紅葉を眺めながらゆっくり歩くと1時間ぐらいの散歩となります。見事な紅葉を気軽に味わえるおすすめの場所です。

写真提供 土井 一三氏(稲城市在住)

旧富澤家住宅

本建物は、18世紀後半に建築された連光寺の名主の家を移築したものです。

明治天皇などが行幸した際には御小休所として利用されたことでも有名です。

現在は、多摩市の文化財として保護公開されています。建物内は、一部のスペースを除き見学することができます。

丘の上プラザからは、徒歩5～6分のところにあります。（多摩中央公園内）

旧富澤家住宅について

富澤家の家譜によれば、当家の先祖政本は、今川氏の家臣で、永禄3年（1560）今川義元が桶狭間の戦で亡ぼされた後、逃れてこの地に土着した。その後、政本の子忠岐（通称忠右衛門）が、初代名主を務め、以後、代々連光寺村の名主を世襲した。当家は、明治天皇始め皇族方が、明治14年（1881）以来幾度かこの地に兎狩りなどに行幸、行啓した際に「御小休所」として利用された由緒ある家である。主屋は、文化9年（1812）の屋根葺替の記録から、既にそれ以前に建てられていた事が分かる。建築手法、形式などから、推定建築年代は18世紀中頃から後半と推定される。また、嘉永5年（1852）から明治期に、式台付玄関・客座敷の縁・便所などの改造が行なわれ、移築までに、幾度かの増改築がなされ上層民家としての形を整えたと考えられる。当市内で入母屋造りの式台付玄関のある建物は当家一軒だけである。主屋の規模は桁行9.5間、梁行5間である。間取りは上層民家特有の間取りで、客座敷と日常生活とを完全に分離させた広間型多間取である。構造は入母屋造りで、小屋梁の上に小屋束を立てて上屋梁を乗せ、この上に又首を組む。上屋梁と小屋梁の間は、切り又首となるいわゆる下屋造りである。正面と上手（左）側面は小屋梁を外に枯出しで角造りの出し桁とし、軒桁を掛けて小天井を張るという工法の船柵造りである。

平成2年5月、多摩市連光寺富澤政宏氏より寄贈を受け、復元後移築した。なお、移築にあたっては、屋根の茅葺を銅板葺に変えるなど完全な復元は困難な部分もあり、一部変更し施設の充実に努めた。

※多摩市教育委員会 ～旧富澤家住宅～より



多摩市の文化財として一般公開されています



旧富澤家式台付玄関



回遊式の日本庭園が美しい「旧富澤家」

